

ガス主契約料金表

(東邦ガスネットワークエリア)

株式会社エネパル

ガス料金その他の供給条件の内容

1 対象となるお客さま

東邦ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

(1)ガス需給約款1(適用)に定めるお客さまであること。

(2)当社が、当社の定める方式により、この主契約料金表により算定されたガス料金を請求できること。

2 ガス料金

ガス料金は、別紙「ガスセットSH料金表」「ガスセットSHプラス料金表」(3(割引制度)を適用する場合は、別紙各プランの「割引制度適用後料金表」とします。)に定める基本料金および従量料金の合計といたします。

ただし、従量料金は、別表第1(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が83,350円を下回る場合は、別表第1(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表第1(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が83,350円を上回る場合は、別表第1(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

3 割引制度

(1)この主契約料金表が適用されているお客様であって、以下の適用条件を満たす場合には、当社が定める申込方法により、以下に定める割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

電気セット割

適用条件

イ お客さまが、当社が取扱う電力供給サービスのうち以下に指定するプラン(以下、総称して「対象電力プラン」といいます。)を利用中であり、かつ、お客さまから当社に対してその旨の申告があること

ガスプラン	対象電力プラン
ガスセットSH	全てのプラン
ガスセットSHプラス	全てのプラン

- ロ 対象電力プランの電力需給契約の契約者名義及び契約者住所が、ガス需給契約の契約者情報と同一であること

割引内容

割引適用後のガス料金を、別紙各プランの「割引制度適用後料金表」に定める基本料金および従量料金の合計といたします。

ただし、従量料金には、2(ガス料金)ただし書に定めるとおり、原料費調整を適用するものといたします。

- (2)割引制度の適用開始日は、需給契約にもとづく需給開始の日といたします。
- (3)割引制度の適用終了日は、需給契約が解約された日といたします。
- (4)お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合((1)の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。なお、(1)の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (5)(4)にもとづく割引制度終了の日は、当社の申し出がお客さまに到着した日以降最初の検針日といたします。なお、申し出がお客さまに到着した日が検針日と同日の場合は、その日といたします。

4 初回事務手数料

初回事務手数料として、3,850円(税込)を申し受けます。ただし、以下のプランは初回事務手数料は発生しないものとします。

初回事務手数料が発生しないプラン:ガスセットSH、ガスセットSHプラス

5 解約事務手数料

更新月(需給開始月(需給契約が更新された場合には、更新された月)から起算して36ヵ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料として3,850円(税込)をお支払いいただきます。但し、以下の理由の場合を除きます。

- イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
- ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

6 保証金

ガス需給約款23の2(保証金)に基づき保証金の設定を行うプランは下記です。

保証金の対象プラン:

7 日割計算

- (1)当社は、(2)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (2) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
- イ 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合
 - ロ ガスの供給を開始し、または需給契約が終了した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合
 - ハ 需給契約を変更したことにより、料金に変更があった場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合
 - ニ ガス需給約款27(供給の制限等)(1)の規定によりガスの供給を中止したまたはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までガスの供給を再開しなかった場合
 - ホ ガス需給約款28(供給の停止)の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合
 - ヘ ガス需給約款29(供給の制限等の解除)(1)の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合
- (3)当社は、(2)イからホまでの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第2－1(料金の日割計算(1))によります。
- (4)当社は、(2)への規定により料金の日割計算をする場合は、別表第2－2(料金の日割計算(2))によります。
- (5)当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この主契約料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この主契約料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量……45メガジュール

最低熱量……44メガジュール

圧 力 最高圧力……2.5キロパスカル

最低圧力……1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォツベ指数……57.8

最低ウォツベ指数……52.7

9 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。
なお、この主契約料金表の各用語の定義は、別段の定めが無い限り、ガス需給約款の定めに準じるものとします。

附 則

1. 実施期日

この主契約料金表は, 2025年4月1日から実施いたします。

別紙 料金表

1.適用区分

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が500立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

■ガスセットSH料金表

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	721円05銭
--------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	210円52銭
------------	---------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,509円44銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	169円03銭
------------	---------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,741 円 66 銭
--------	--------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	164円14銭
------------	---------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,973円88銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	161円70銭
------------	---------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	2,515円73銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	159円41銭
------------	---------

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	6,753円79銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	150円49銭
------------	---------

■ 割引制度適用後料金表（電気セット割SH：ガスセットSHに適用）

(1) 料金表A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	645円15銭
--------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	210円52銭
------------	---------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	1,350円55銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	169円03銭
------------	---------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	1,558円33銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	164円14銭
------------	---------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	1,766円10銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	161円70銭
------------	---------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	2,250円92銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	159円41銭
------------	---------

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	6,042円86銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	150円49銭
------------	---------

■ガスセットSHプラス料金表

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	721円05銭
--------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	208円82銭
------------	---------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	1,566円91銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	164円30銭
------------	---------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	1,887 円 67 銭
--------	--------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	157円55銭
------------	---------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	2,036円68銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	155円98銭
------------	---------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	2,576円12銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	153円71銭
------------	---------

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	6,753円79銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	144円92銭
------------	---------

■割引制度適用後料金表(電気セット割SHプラス:ガスセットSHプラスに適用)

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	683円10銭
--------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	208円82銭
------------	---------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,484円44銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	164円30銭
------------	---------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,788円32銭
--------	-----------

□ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	157円55銭
------------	---------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,929円48銭
--------	-----------

□ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	155円98銭
------------	---------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	2,440円53銭
--------	-----------

□ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	153円71銭
------------	---------

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	6,398円33銭
--------	-----------

□ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	144円92銭
------------	---------

別表第1（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で

四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均原料価格算定期間における1 トン当たりのLNG平均価格

B＝各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

$$\alpha = 0.9576$$

$$\beta = 0.0466$$

(2)原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が83,350円を下回る場合

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が83,350円を上回る場合

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てといたします。

(3)原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月	その年の7月の検針日から8月の

31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4)原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

(5)基準平均原料価格

1トン当たりの基準平均原料価格は83,350円といたします。

(6)原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき 8銭1厘

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格、1トン当たりのLPG平均価格および1(2)によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。

別表第2－1(料金の日割計算(1))

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別紙料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

〈備考〉

イ 基本料金は、別紙料金表における基本料金(割引制度を適用する場合は割引制度適用後料金表における基本料金)とします。

ロ 日割計算日数は、料金算定期間の日数とします。

ハ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てとします。

(2) 従量料金

この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします。

別表第2－2(料金の日割計算(2))

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、主契約料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

〈備考〉

イ 基本料金は、別紙料金表における基本料金(割引制度を適用する場合は割引制度適用後料金表における基本料金)とします。

ロ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数とします。ただし、31日以上の場合は30日とします。

ハ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てとします。

(2) 従量料金

この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします。